



水土里ネット しんあん

水土里ネット

令和6年4月 No.110



神安土地改良区

大阪府茨木市双葉町12番22号

発行人：理事長 小 西 要

TEL(072)634-2551 FAX(072)635-9973

E-Mail: info@shin-an.org

ホームページ: http://shin-an.org



令和5年12月末現在
地区面積：395.5ha
組合員数：2,130人



第74回通常総代会風景

旧事務所での最後の開催となります。

目 次

○第74回通常総代会開会挨拶	1
○第74回通常総代会来賓挨拶	3
○令和5年第2回臨時総代会	4
○第74回通常総代会開催	4
○令和5年度収支補正予算	5
○令和5年度事業担当理事・監事合同現場視察	5
○令和5年度事業 主な工事・業務の概要	6~8
○令和6年度当初予算	9
○令和6年度 主な事業予定	10
○土地改良区からのお願い	11
○令和6年度賦課・決済金について	12
○施設紹介	13
○事務局組織図	14
○お知らせ	15
○21世紀土地改良区創造運動活動	16~17



北部農と緑の総合事務所
村山所長



渡邊総代会議長

第74回 通常総代会開会挨拶

理事長 小 西 要



皆様こんにちは。本日は第74回通常総代会を開催させていただきましたところ、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。会議に先立ち、一言ごあいさつ申し上げます。

平素は本区の事業推進にあたり格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

まずはじめに、能登半島地震におきまして、犠牲になられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々におかれましては、心からお見舞いを申し上げます。地震発生から2カ月が経ち、インフラの復旧や仮設住宅の建設など徐々にではありますが、復興が進んでいるようでございます。しかし今なお、避難所生活を強いられている方が大勢おられます。被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げる次第でございます。

また、本区といたしましては、すでに大阪府土地改良事業団体連合会を通じ、義援金の寄付を行っておりますが、事前にお知らせさせていただきましたように、本日は募金箱を設置しております。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご審議をお願い申し上げます案件は、報告事項18件、審議事項14件にもおよぶ膨大なものでございます。本総代会提出議案の作成につきましては、各担当理事会を経て、2月14日開催の理事会におきまして慎重に審議を重ね、執行機関として作成いたしましたものでございます。総代各位には十二分にご検討を賜り、議決機関として、厳正なるご批判と公正なるご意見を仰ぎ、各議案に対するご賛同を賜りますれば幸甚でございます。ここで、皆様方に貴重なお時間をいただき、諸般の報告と令和6年度に処する所信を申し述べさせていただきます。

第1点目は、事務所建替工事についてでございます。令和6年度から本格的に建替工事に着手して参ります。計画では6月から9月にかけて解体工事を行い、続けて建替工事を行って参るものでございます。昨今の人件費や資材費の高騰に加え、大阪万博関連や能登半島地震復旧などもあり、当初見込んでいた予算から大幅に変わってきておりますので、情勢を見極め最善の方法を検討して参ります。

第2点目は、補正予算でございます。収入面では「負担金収入」および「補助金等収入」において、各事業費の確定による減額となるほか、配水係所管のクレーン付きトラックの買い替えに伴い、現トラックの下取り代金を計上するため、「項」を新設するものでございます。

一方、支出面では、「その他事業費支出」の「修繕費・工事請負費」においては、事業量の確定により、大幅な減額補正をお願いするものでございます。また「一般管理費支出」では、人事院勧告に伴う給与関係の遡及分の増額があったものの、全体で6,379万円の減額補正をお願いするものでございます。

第3点目は、令和6年度一般会計収支予算(案)でございます。収入面では、土地改良事業にかかる補助金等が、令和5年度当初より若干増加しております。また、支出面におきましては、事務所棟建替工事を予定しており、積立金の取崩しをいたすものでございます。

第4点目は、高槻市東部土地改良区および高槻市富田土地改良区との土地原簿の調整についてでございます。令和4年2月9日開催の理事会で、本区台帳面積と東部土地改良区との面積に相違があるので調査してはどうかと、ご意見をいただきました。東部土地改良区と富田土地改良区にご協力をいただき、本区職員により、相違点について調査を行って参りました。しかしながら、日々状況が変化するため、取り急ぎシステムへの入力作業を行いたく、まずは両改良区と台帳調整した内容を理事会でご承認いただきましたので、後ほどご報告させていただきます。

総代各位には、新年度に向けて皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、本土地改良区の事業運営を确实なものにして参りたいと思います。よろしくご検討賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。



神安土地改良区 第74回通常総代会 挨拶

大阪府北部農と緑の総合事務所

所長 村山 俊一



ただいまご紹介いただきました、大阪府北部農と緑の総合事務所の村山でございます。はじめに、本年1月1日に令和6年能登半島地震が発生しました。お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

それでは、総代会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

「神安土地改良区第74回通常総代会」のご開催、誠におめでとうございます。本日お集まりの皆様方には、大阪府の農業施策の推進にあたり格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、常日頃から、農業用水路など土地改良施設の適切な維持管理にご尽力いただいていることについて、敬意を表します。

さて、現在、国において、食料・農業・農村基本法の改正に向け、議論が進められております。この中で、防災・減災や既存土地改良施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の整備を進めていくとされております。

神安土地改良区には、高度経済成長期に築造された農業水利施設が数多くあり、現在も農業用水の安定的な供給や、雨水の排水等に活用されております。さらに、土地改良区、関係市、大阪府において「大規模災害時における農業用水を活用した防災協定」を平成28年に締結しており、災害時には、この農業用水を消火用水、生活用水として活用されることになっております。

事務所としまして、土地改良区の皆さまとご一緒に、府民の安全・安心につながる、これら農業水利施設の更新に向け様々な取組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びに、神安土地改良区のますますのご発展と、本日お集りの皆様方のご健勝ご多幸を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はおめでとうございます。

◇ 令和5年度第2回 臨時総代会開催 ◇

令和5年12月15日、本区会議室において、第2回臨時総代会を開催しました。
当日は、審議事項がすべて原案どおり可決されました。

◎ 報告事項

1. 一般主要事務報告について
2. 令和5年度定期監査第2四半期の報告について
3. 総代会総代総選挙について

◎ 審議事項

1. 事務所北側所有地売却および物件移転補償に関する契約について
2. 事務所南側所有地の寄附について
3. 事務所棟建て替えに伴う仮事務所の賃借契約について
4. 令和5年度一般会計第3次収支補正予算(案)
5. 事務所棟更新積立金の一部取崩し額の変更に
ついて

◇ 第74回 通常総代会開催 ◇

令和6年3月1日、本区会議室において、第74回通常総代会を開催しました。
当日は、審議事項がすべて原案どおり可決されました。

◎ 報告事項

1. 一般主要事務報告について
2. 令和5年度 定期監査第3四半期の報告について
3. 令和5年度事業 工事ならびに業務の進捗状況について
4. 令和5年度「21世紀土地改良区創造運動」の活動報告について
5. 土地改良区等検査の結果について
6. 処務規程の一部改正について
7. 記章に関する規程の一部改正について
8. 理事長専決規程の一部改正について
9. 職員就業規程の一部改正について
10. 給与規程の一部改正について
11. 職員の再雇用に関する規程の一部改正について
12. 職員被服貸与規程の一部改正について
13. 嘱託員に関する規程の一部改正について
14. 臨時雇員に関する規程の一部改正について
15. 処務規程第15条に定める完結文書の取扱要領の一部改正について
16. 地元要望による樋門改良等工事の実施要領の一部改正について
17. 西面共有財産管理組合所有地の寄附について
18. 土地台帳の調整について

◎ 審議事項

1. 土地改良事業計画の一部変更について
2. 契約ならびに工事執行規程の一部改正について
3. 令和5年度一般会計第4次収支補正予算(案)

◎ 審議事項

[令和6年度関係]

1. 令和6年度一般会計収支予算(案)
2. 組合費賦課ならびに徴収について
3. 一時借入金借入について
4. 基本財産積立金の一部取崩しについて
5. 維持管理事業積立金の一部取崩しについて
6. 土地改良施設更新積立金の一部取崩しについて
7. 償還資金積立金の一部取崩しについて
8. 事務所棟更新積立金の一部取崩しについて
9. 維持管理計画書の一部変更について
10. 令和6年度決済金決定について
11. 令和6年度「21世紀土地改良区創造運動」活動計画(案)

◇令和5年度 収支補正予算◇

令和5年度一般会計第3次および第4次収支補正予算は、次のとおりです。
(今回補正分のみ記載し、合計額は全体としています)

一 般 会 計 第 3 次 補 正

(単位：千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算現額	款	既定予算額	補 正 額	予算現額
雑 収 入	1,333	2,912	4,245	一 般 管 理 費 支 出	256,880	14,330	271,210
特定資産取崩収入	103,718	16,450	120,168	固定資産取得支出	7,842	2,140	9,982
固定資産売却収入	0	88,900	88,900	基本財産積立支出	1,000	88,900	89,900
				特定資産積立支出	26,819	2,900	29,719
				予 備 費	5,788	△ 8	5,780
収 入 合 計	683,688	108,262	791,950	支 出 合 計	683,688	108,262	791,950

(△は減額)

一 般 会 計 第 4 次 補 正

(単位：千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算現額	款	既定予算額	補 正 額	予算現額
土地改良事業収入	175,479	△ 37,735	137,744	土地改良事業費支出	330,012	△ 35,998	294,014
附 帯 事 業 収 入	248,625	619	249,244	一 般 管 理 費 支 出	271,210	△ 1,670	269,540
補 助 金 等 収 入	103,250	△ 26,960	76,290	土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出	46,701	△ 30,000	16,701
雑 収 入	4,245	△ 99	4,146	借 入 金 返 済 支 出	8,021	△ 101	7,920
固定資産売却収入	88,900	385	89,285	特定資産積立支出	29,719	5,370	35,089
				予 備 費	5,780	△ 1,391	4,389
収 入 合 計	791,950	△ 63,790	728,160	支 出 合 計	791,950	△ 63,790	728,160

(△は減額)

◇事業担当理事および監事合同現場視察◇

令和6年2月19日(月)事業担当理事および監事合同現場視察を実施しました。本年度の事業により施工した現場を視察していただき、貴重なご意見をいただきました。ご参加いただきました、事業担当理事および監事の皆様に厚くお礼申し上げます。



西面北水路改修工事(第1工区)



幹線排水路整備(5)工事(その2)

◇令和5年度事業 工事・業務の概要について◇

下記のとおり工事および業務を実施しました。関係地区の皆様には、ご協力をいただきありがとうございました。

	事業区分	工事又は業務名	工事又は履行場所	工事又は業務内容
① ② ③	国庫補助事業	神安地区水路転落防止柵設置工事 (三島江中、三箇牧水路)	高槻市柱本2丁目地内ほか	転落防止柵工 239.3m
		目垣北水路転落防止柵設置工事	茨木市目垣2丁目地内	転落防止柵工 289.5m
		西面北水路改修工事(第1工区)	高槻市玉川3丁目地内	水路工 196.4m
		溝ノロサイホン閉塞工事	摂津市浜町ほか地内	サイホン閉塞工 95.2㎡
		水管理情報伝送装置整備工事(その2)	高槻市大字唐崎1318番ほか10箇所	機器購入 1式
		真砂東揚水機場整備工事	茨木市小柳町地内	水中ポンプ更新 1式
④ ⑤ ⑥	神安単独事業	番田水路草刈工事	茨木市目垣1丁目から高槻市芝生町1丁目地内	除草工 22,188㎡
		北川排水路ほか1水路草刈工事	茨木市宮島3丁目ほか地内	除草工 16,081㎡
		鳥飼三箇牧ほか4水路草刈工事	摂津市安威川南町・茨木市宮島2丁目ほか地内	除草工 38,296㎡
		幹線排水路ほか2水路草刈工事	大阪市東淀川区北江口1丁目から摂津市北別府町地内	除草工 33,466㎡
		西面東水路管理地整備工事	高槻市三箇牧2丁目地内	土間工 35.6㎡
		番田水路4号サイホン整備工事	茨木市新堂2丁目ほか地内	漏水補修工 28.6m
		鷺打1号樋門改修工事	高槻市三島江4丁目地内	樋門改修 1式
		鳥飼南水路土砂撤去工事	摂津市鳥飼野々2丁目ほか地内	土砂撤去工 15.1㎡
		番田水路(鳥飼八町地区)管理地整備工事	摂津市鳥飼八町1丁目地内	舗装工 340㎡
		転落防止柵等補修工事	茨木市野々宮1丁目ほか地内	転落防止柵設置ほか 29.05m
		味生排水路法面ほか修繕工事	摂津市南別府町地内	法面修繕工 13.5m
		防災水路樋門設置実施設計業務	高槻市唐崎4丁目地内	電動樋門設計 1式



[工事実施状況]

《国庫補助事業》

📷①【西面北水路改修工事(第1工区)】

水路本体の経年劣化による漏水と、水路背面の法面崩落を防止するため擁壁一体型の現場打水路を施工しました。

(着手前)



(竣工)

**📷②【溝ノロサイホン閉塞工事】**

サイホン廃止に伴い、放置しておくと河川護岸や河床へ沈下等の悪影響を与える可能性が高いため、流動化処理土(ソイルモルタル)を充填し、管渠を閉塞しました。

(充填状況1)



(充填状況2)

**📷③【真砂東揚水機場整備工事】**

水中ポンプ本体が経年劣化により、錆等による腐食や欠損が生じていたため、ポンプを更新し用水機能の維持を図りました。

(撤去中)



(搬入状況)



《神安単独事業》

📷 ④【西面東水路管理地整備工事】

水路敷に土間コンクリートを施工することで、維持管理の安全性の向上と省力化を図りました。

(着手前)



(竣工)



📷 ⑤【番田水路4号サイホン整備工事】

サイホン内部の漏水がカメラ調査により判明したため、継手部の漏水補修を施工し突発事故を未然に防止しました。

(着手前)



(竣工)



📷 ⑥【鷺打1号樋門改修工事】

老朽化により、扉体及び戸当りの劣化が進行していたため樋門の更新工事を行いました。

(着手前)



(竣工)



◇令和6年度 当初予算◇

☆ 令和6年度一般会計の予算は、次のとおりです。

【 一 般 会 計 】

(単位:千円)

収 入		支 出	
款	予算額	款	予算額
①土地改良事業収入	184,101	①土地改良事業費支出	248,803
②附帯事業収入	248,289	②一般管理費支出	239,781
③基本財産運用収入	17,944	③土地改良事業負担金支出	39,210
④特定資産運用収入	4,793	④借入金返済支出	7,937
⑤補助金等収入	80,195	⑤支払利息	313
⑥交付金収入	19,800	⑥固定資産取得支出	66,472
⑦雑収入	2,122	⑦建設仮勘定取得支出	312,540
⑧基本財産取崩収入	217,820	⑧基本財産積立支出	38,210
⑨特定資産取崩収入	385,468	⑨特定資産積立支出	246,379
⑩固定資産売却収入	38,207	⑩雑支出	5
⑪繰越金	7,200	⑪予備費	6,289
合計	1,205,939	合計	1,205,939

(1) 土地改良事業収入

賦課金(組合費等)・転用決済金・負担金(各市)収入であり、
職員人件費等の一般管理費支出や土地改良事業費支出に充当

(2) 附帯事業収入

本区が管理している土地改良施設の他目的使用に伴う使用料等

(3) 土地改良事業費支出

維持管理事業・適正化事業・団体営事業等の土地改良事業に関する経費

(4) 一般管理費支出

事務費や事務所費といった組織運営のために要する経費

◇令和6年度 主な事業予定◇

本年度は下表のとおり事業を予定していますので、地域の皆様のご協力をお願いします。



○府営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業 (農村地域防災減災事業)	幹線排水路整備 (6) 工事	幹線排水路 (大阪市東淀川区相川三丁目ほか地内)

○団体営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業	北川排水路護岸整備工事(第3工区)	茨木市横江1丁目ほか地内
2		神安地区水路転落防止柵設置工事(町之坪水路、大南水路皆米支線)	茨木市目垣1丁目地内ほか
3		水管理情報伝送装置整備工事(その3)	高槻市大字唐崎1318番1ほか10箇所
4		防災水路電動樋門設置工事	高槻市唐崎中4丁目地内
5		西面北水路改修工事(第2工区)	高槻市玉川3丁目地内
6		十高雨水排水ポンプ整備工事	高槻市玉川4丁目地内
7		幹線用水路ほか3水路補修工事	高槻市大字唐崎ほか地内
8		鳥飼南水路護岸ライニング工事(第7工区)	摂津市鳥飼下3丁目地内

用水供給業務に支障がない事業につきましては、順次事業を進めてまいります。また、その他の事業につきましては、農繁期終了後に取り掛かってまいります。



図1 北川排水路



図5 西面北水路

◇土地改良区からのお願い◇

☆組合員資格得喪通知書の提出について

組合員の皆様が所有する農地に売買や名義変更等がありましたら、その都度「組合員資格得喪通知書」を本土地改良区へ提出していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

◎どのようなときに「組合員資格得喪通知書」を提出するのか？

1. 農地の売買があったとき
2. 農地を借りたとき、又は貸したとき
3. 名義を変更（相続、贈与、経営移譲等）したとき
4. 住所の変更や耕作者の移動等があったとき

◎手続きについて

土地改良区の組合員が、その資格にかかる土地の権利の全部又は一部について移動した場合は、土地改良区に資格得喪の届出が必要です。（土地改良法第43条）

本土地改良区としても知りうる限り対処しておりますが、届出がなければ組合員名義は変わらず、元の組合員に賦課金がかかります。

農業委員会等の名義を変更しても、土地改良区の名義が自動的に変更されることはありませんので、ご注意下さい。

なお、詳細につきましては、本土地改良区総務課庶務係までお問い合わせ下さい。

☆公共事業による用地買収時にも、農地転用申請が必要です

都市計画道路の整備や、市道拡幅工事による用地買収につきましても、土地改良法第42条ならびに第43条の規定に基づき、土地改良区への届出と決済金の納付が義務付けられています。

組合員の皆さまには、決済金制度の趣旨をご理解いただき、本区への手続きをお願いします。

☆令和5年4月1日以降、金融機関から賦課金および使用料・決済金等を納入いただく際、振込手数料が必要となっています。

※手数料額は、銀行ごとに異なります。

なお、神安土地改良区の窓口で納入いただく場合、手数料は不要です。

《記 載 例》

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条1項の規定により通知します。

令和 年 月 日 異動があった日以降、出来る限り速やかに提出してください。
提出が遅れると、新旧組合員とも、不利益を被る場合があります。

これまで組合員であった方 → 現資格者

住所 茨木市双葉町 12-22
氏名 神 安 太 郎 (印)

新たに組合員となられる方 → 新資格者

住所 茨木市双葉町 12-22
氏名 神 安 一 郎 (印)

新たに組合員となられる方 → 生年月日 大正・昭和・平成・令和 △△年 △△月 △△日生

神安土地改良区理事長 小 西 要 様

記

1 資格得喪の対象たる土地 相続、贈与、売買や経営移譲、貸借者変更などにより
改良区管内で農地の権利関係に移動があった土地

市	町 名	地 番	地 目	用 途	面積(m ²)	備 考
茨木市	双 葉 町	12-22-1	田	田	500	
	〃	12-22-2	田	田	500	〇〇氏へ使用貸借

2 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原 因： 相 続 その他 ()

(2) 時 期： 令 和 年 月 日

◇令和6年度 組合費賦課について◇

1. 賦課金額

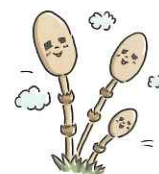
用水地区	賦課金	1㎡につき	3.54 円
排水地区	賦課金	1㎡につき	0.95 円

地目が「田」であり、現況が土盛りされた「畑」の場合で、かつ農業委員会に届け出された農地については、用水地区賦課金額の「2分の1」の金額となります。

なお、休耕田については、従来どおり賦課となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 賦課金の徴収時期及び方法

- (1) 賦課期日：令和6年4月1日
- (2) 賦課通知日：令和6年5月1日
- (3) 賦課徴収期限：令和6年5月31日
- (4) 賦課期日後、新たに納付義務の発生したものに対しては、その発生の翌月から月割をもって賦課されます。
- (5) 賦課期日後、納付義務の消滅したものに対しては、その年度の賦課費は全額徴収となります。
- (6) 賦課の徴収にあたっては、個人徴収を除き、区域内の土地改良区および実行組合に委任させていただきます。
- (7) 排水賦課金ならびに摂津市域における用水賦課金（摂津市域在住で摂津市域に農地をお持ちの組合員に限る）については、組合員に代わり、賦課金を関係市にそれぞれ負担いただいています。
※令和3年度より、浄水賦課金の名称は用水賦課金に統合されております。



◇令和6年度 決済金について◇

- ◎ 組合員は、農地を転用する場合、土地改良法第42条第2項の規定により、土地改良区の事業に関する権利義務に必要な決済をすること、並びに同法第43条の規定により、その土地について、組合員の資格を喪失した旨を、土地改良区に通知する義務があります。「決済」とは、土地改良施設の維持管理費相当額および老朽化が進んでいる土地改良施設の更新に必要な事業費（本区負担分のみ）ならびに過去の土地改良施設改修工事等の際に、土地改良区が借り入れた（株）日本政策金融公庫資金の返済について、残りの組合員に過重な負担がかからないように、農地を転用する組合員の方にご負担いただくものです。

決済金の種類には、「維持管理費決済金」「土地改良施設更新費決済金」「未償還金決済金」があり、全てについて決済する必要があります。

（1㎡当たりの決済金） （単位：円）

決済金の種類	用水区域	排水区域	用排水区域
維持管理費決済金	350.7	28.4	379.1
土地改良施設更新費決済金	79.7	79.7	79.7
未償還金決済金	3.1	3.1	3.1
合 計	433.5	111.2	461.9

その他、手数料として一筆につき、1,100円（市街化区域を除く）と施設使用料（下水道完備地区は除く）一時金として1㎡当たり225円がかかります。ただし、施設使用料については、農地法第4条申請に限り、500㎡までは減免することができます。

また、これら手数料等については別途消費税等を加算します。

公共（道路、公園等）の用地として買収される農地についても決算金が必要となります。この手続きを怠りますと、いつまでも賦課されることとなりますので、お忘れのないようお願いします。

賦課金及び決済金について不明な点がございましたら、総務課庶務係までお問い合わせ下さい。

施設紹介

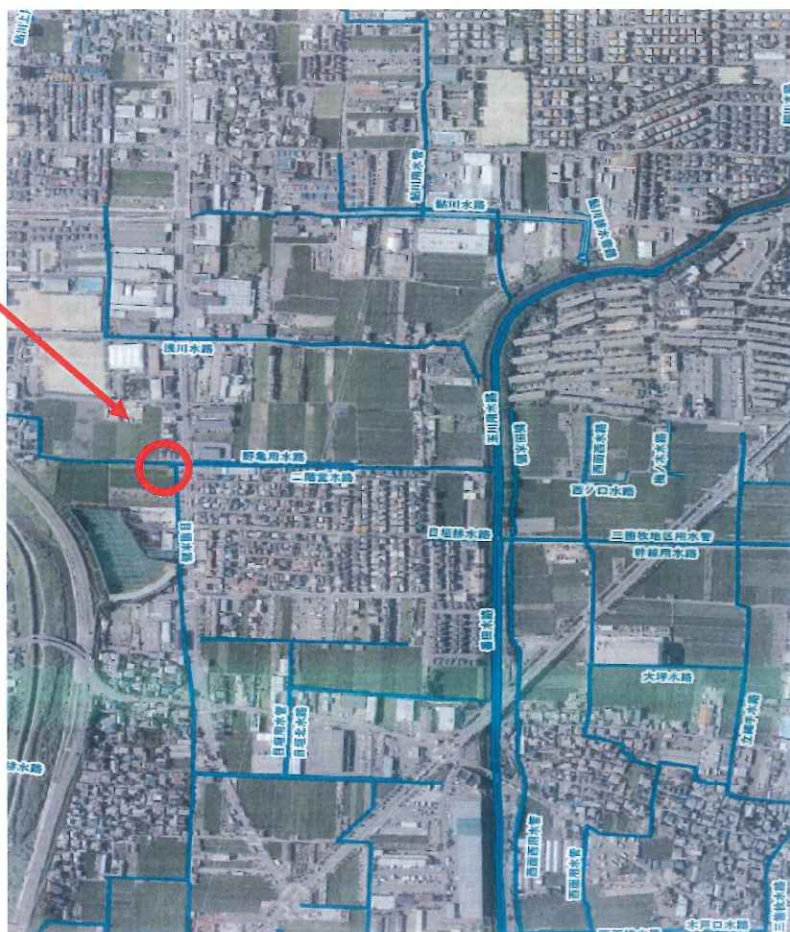
二階堂揚水機場

～ 概 要 ～

二階堂揚水機場は昭和40年代に築造され、昭和58年、府道工事に伴い現在の場所に移転しました。その際に分解整備を行いました。補機類のトラブルが目立つようになり耐用年数が超過していたこともあり、令和2年度に従来の横軸斜流ポンプから水中軸流ポンプへと更新しました。ポンプは、これまで1台での運用でしたが、故障時にも送水できるよう2台体制の運用としました。本機場は、低揚程のため一般的な水中ポンプである着脱式の斜流タイプではなく、フランジ型体の低地排水用水中軸流ポンプを採用しています。



機場内の様子

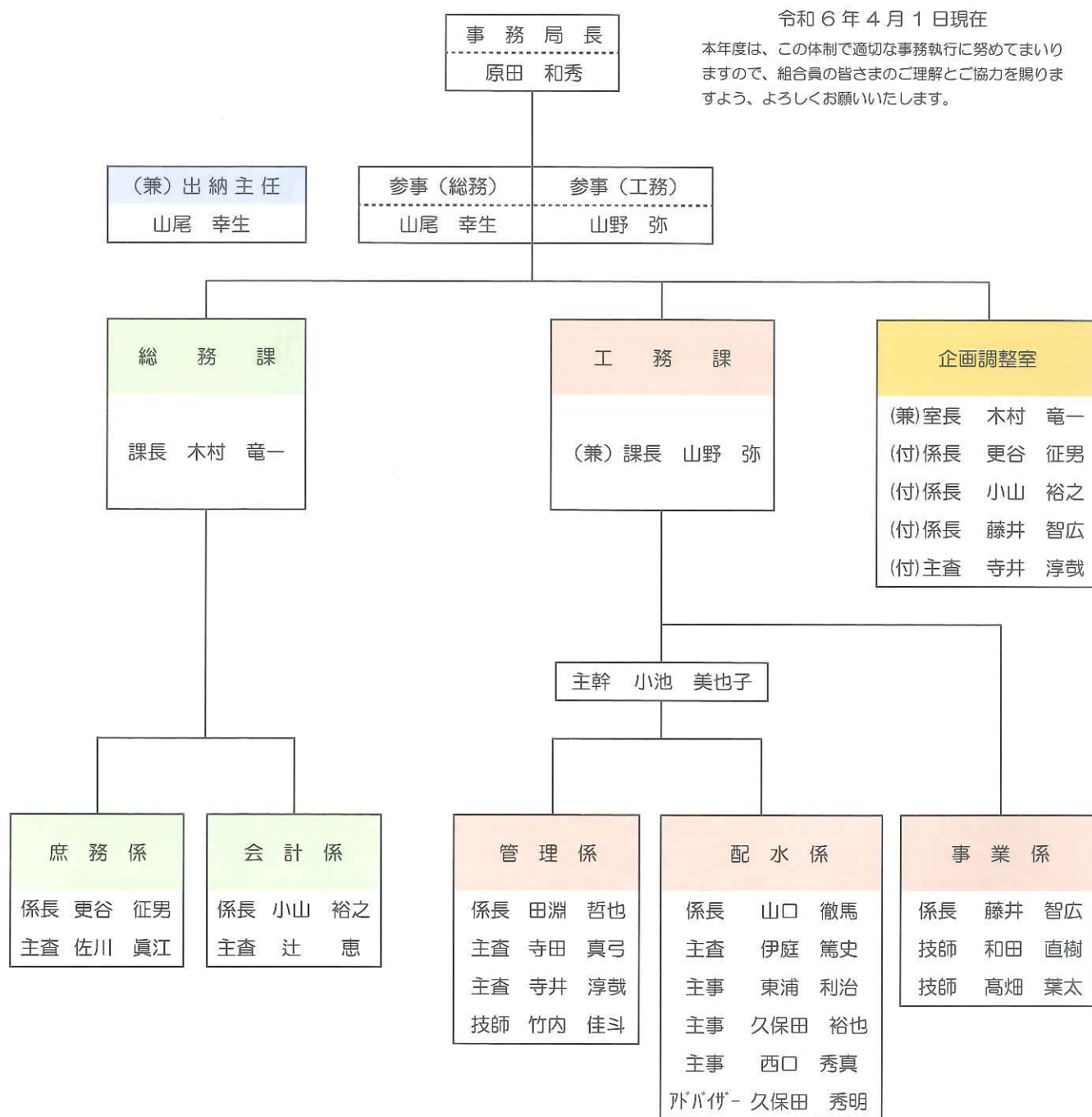


改修前の横軸斜流ポンプ



改修後の水中軸流ポンプ

◇令和6年度 事務局組織図◇



お知らせ

◇事務所建替に伴う仮事務所への移転について◇



事務所棟老朽化による建替工事に伴い、令和7年10月(予定)まで、仮事務所にて業務を行います。

来区される場合は、お間違いのないようにお願いします。

なお、お車で越しになる場合は、近隣のコインパーキングに駐車ください。

工事期間中は大変ご不便をおかけしますが、ご理解くださいますよう、よろしくお願い致します。

◇新規採用職員紹介◇



西口秀真 (工務課配水係主事)

この度、配水係主事として採用されました西口です。

用水供給という、神安土地改良区の使命ともいえるべき部署に配属され、気を引き締めて努めて参ります。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

◇大阪府土地改良事業団体連合会 第66回土地改良功労者表彰◇



山野 弥(授賞時:参事兼出納主任)

この度、土地改良功労者表彰受賞に際し、大変光栄に感じております。

これも皆様の支えがあつてのことだと思います。今回の表彰を糧に、今後も業務を頑張っていきたいと思ひます。

21世紀土地改良区創造運動活動

【令和5年度の活動】

十丁畷水路花壇の花の植え替え

令和5年11月7日(火)茨木市平田台の十丁畷水路において、周辺住民の方々と花の植え替えを行いました。



稲刈り及び脱穀（三箇牧小学校）

令和5年10月20日(金)、三箇牧小学校の学習田において、稲刈りを行いました。



緑化フェスタ

令和5年11月11日(土)、緑化フェスタを行いました。多くの方にご参加いただき大盛況となりました。



【令和6年度の活動予定】

市名	開催年月日	活動内容	地区および場所
高槻市	三箇牧地区農空間保全協議会の活動への参画		
	令和6年4月6日（土）	幹線用水路チューリップフェスタ	西面地区
	4月	レンゲの里	三島江地区
	5月、11月	三島江地区花いっぱい運動	三島江地区
	10月	コスモスロード	三島江地区
	11月	幹線用水路緑化フェスタ	西面地区
	総合学習ほか		
	5月 10月	米づくり体験、水辺の学習	三箇牧小学校
茨木市	5月、11月	十丁堰水路花壇の花の植え替え	平田台・大同町地区

⚠ イベント開催時の注意事項 ⚠

近隣の迷惑になりますので、ゴミは捨てないでお持ち帰りください。

花壇や田圃の中に入って、花を摘んだりはしない様にしてください。

近隣に駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

能登半島地震で被災された皆様へ

令和6年能登半島地震で被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

令和6年3月1日開催の第74回通常総代会において、総代のみなさまから義援金を募り、日本赤十字社を通じて被災地に募金を行いました。

僅かではありますがお役立ていただくとともに、一日も早い復興を心からお祈りいたします。